

目 次

規 則

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

告 示

放置自転車等の撤去及び保管

国民健康保険被保険者証の無効

認可地縁団体の告示事項の変更

公示送達

自動車臨時運行許可標識の無効

市道路線の区域変更

市道路線の供用開始

市道路線の区域決定

市道路線の区域変更

市道路線の区域変更

市道路線の供用開始

公 告

津市農業振興地域整備計画の変更

犬の抑留

犬の抑留

津市農業振興地域整備計画の変更案等の縦覧

犬の抑留

開発行為に関する工事の完了

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

選挙管理委員会告示

農業委員会委員選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所

選挙人名簿からの抹消者

監査委員告示

住民監査請求監査の結果の公表

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年1月19日

津市長 松 田 直 久

津市規則第3号

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

津市国民健康保険条例施行規則（平成18年津市規則第113号）の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

（一部負担金の減免又は徴収猶予）

第19条 市長は、世帯主が次の各号のいずれかに該当したことにより、その生活が著しく困難であると認めるときは、法第44条第1項第1号及び第2号の規定により3箇月以内の期間を限って一部負担金を減免することができる。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する事由により収入が減少したとき。
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- (4) 前3号に掲げる事由に類する事由があったとき。

2 市長は、世帯主が前項各号のいずれかに該当したことにより、その生活が困難であると認めるときは、法第44条第1項第3号の規定により6箇月以内の期間を限って一部負担金の徴収を猶予することができる。

第20条中「に規定する一部負担金の減免又は徴収猶予」を「の規定による一部負担金の減免又は同条第2項の規定による一部負担金の徴収猶予」

第17号様式から第19号様式までを次のように改める。

第17号様式 (第30条関係)

(表)

年度	国民健康保険料納入通知書兼領収書	通知書番号	地区コード	
納付者住所・氏名 様方 様				

※保険料の納付方法は、普通徴収分は各納期限までに金融機関等で納めてください。領収書は大切に保管してください。
 また、特別徴収分はあなたの年金から天引き納付となります。
 納付済額のお知らせを年1回毎年1月に送付します。

年 月 日

三重県津市長 (氏 名) 印

【普通徴収】

期 別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
納 期 限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
保 険 料 額	円	円	円	円	円	円	円	円	円

【特別徴収 (年金天引き)】

徴 収 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
保 険 料 額	円	円	円	円	円	円	円	円	円

← 年 月 ~ 年 月 は 年度仮徴収額です。

あなたの保険料が、次のとおり決定しましたので、通知します。
 ※保険料の算出方法は裏面以下を御覧ください。 ※問い合わせ先

國民健康保險料算出明細

基礎分	試験基準		算定額				経減額	限度超過額	月割増減額
	基準所得人員	人員	所得割額	増保費等の算定額	世帯別平等割額	合計額			
基礎分	1	1	人	円	円	円	円	円	円
要素分	1	1	人	円	円	円	円	円	円
介護分	1	1	人	円	円	円	円	円	円

(基礎分) → 医療保険分、支退分 → 後期高齢者支退分、介護分 → 介護保険分)

年度	介護分		介護分
	円	%	
昭和45年度	1,000	100	100
昭和46年度	1,000	100	100
昭和47年度	1,000	100	100
昭和48年度	1,000	100	100
昭和49年度	1,000	100	100
昭和50年度	1,000	100	100
昭和51年度	1,000	100	100
昭和52年度	1,000	100	100
昭和53年度	1,000	100	100
昭和54年度	1,000	100	100
昭和55年度	1,000	100	100
昭和56年度	1,000	100	100
昭和57年度	1,000	100	100
昭和58年度	1,000	100	100
昭和59年度	1,000	100	100
昭和60年度	1,000	100	100
昭和61年度	1,000	100	100
昭和62年度	1,000	100	100
昭和63年度	1,000	100	100
昭和64年度	1,000	100	100
昭和65年度	1,000	100	100
昭和66年度	1,000	100	100
昭和67年度	1,000	100	100
昭和68年度	1,000	100	100
昭和69年度	1,000	100	100
昭和70年度	1,000	100	100
昭和71年度	1,000	100	100
昭和72年度	1,000	100	100
昭和73年度	1,000	100	100
昭和74年度	1,000	100	100
昭和75年度	1,000	100	100
昭和76年度	1,000	100	100
昭和77年度	1,000	100	100
昭和78年度	1,000	100	100
昭和79年度	1,000	100	100
昭和80年度	1,000	100	100
昭和81年度	1,000	100	100
昭和82年度	1,000	100	100
昭和83年度	1,000	100	100
昭和84年度	1,000	100	100
昭和85年度	1,000	100	100
昭和86年度	1,000	100	100
昭和87年度	1,000	100	100
昭和88年度	1,000	100	100
昭和89年度	1,000	100	100
昭和90年度	1,000	100	100
昭和91年度	1,000	100	100
昭和92年度	1,000	100	100
昭和93年度	1,000	100	100
昭和94年度	1,000	100	100
昭和95年度	1,000	100	100
昭和96年度	1,000	100	100
昭和97年度	1,000	100	100
昭和98年度	1,000	100	100
昭和99年度	1,000	100	100
平成元年度	1,000	100	100
平成2年度	1,000	100	100
平成3年度	1,000	100	100
平成4年度	1,000	100	100
平成5年度	1,000	100	100
平成6年度	1,000	100	100
平成7年度	1,000	100	100
平成8年度	1,000	100	100
平成9年度	1,000	100	100
平成10年度	1,000	100	100
平成11年度	1,000	100	100
平成12年度	1,000	100	100
平成13年度	1,000	100	100
平成14年度	1,000	100	100
平成15年度	1,000	100	100
平成16年度	1,000	100	100
平成17年度	1,000	100	100
平成18年度	1,000	100	100
平成19年度	1,000	100	100
平成20年度	1,000	100	100
平成21年度	1,000	100	100
平成22年度	1,000	100	100
平成23年度	1,000	100	100
平成24年度	1,000	100	100
平成25年度	1,000	100	100
平成26年度	1,000	100	100
平成27年度	1,000	100	100
平成28年度	1,000	100	100
平成29年度	1,000	100	100
平成30年度	1,000	100	100
令和元年度	1,000	100	100
令和2年度	1,000	100	100
令和3年度	1,000	100	100

料率等	基礎分	支援分	介護分	介護分
所得割(料率)	%	%	%	%
被保険者均等割額(1人につき)	円	円	円	円
非帯別平等割額(1世帯につき)	円	円	円	円

特別徴収義務者	特別徴収対象年金	年金受給額
特別徴収対象年金	円	円
年金受給額	円	円

[illegible]

(名)

[illegible]

(裏)

国民健康保険料について

1. 賦課の根拠及び納付義務者

この保険料は、国民健康保険法及び津市国民健康保険条例に基づき、被保険者の属する世帯の世帯主（世帯主が国保に加入していない場合でも、世帯員の誰かが加入していればその世帯主）に課せられます。

2. 保険料算出について

$$\text{国民健康保険料} = (1) \text{基礎賦課額} + (2) \text{後期高齢者支援金等賦課額} + (3) \text{介護納付金賦課額}$$

$$(1) \text{基礎賦課額} = \text{所得割額} \times 1 + \text{被保険者均等割額} + \text{世帯別平等割額}$$

$$(2) \text{後期高齢者支援金等賦課額} = \text{所得割額} \times 1 + \text{被保険者均等割額} + \text{世帯別平等割額}$$

$$(3) \text{介護納付金賦課額} \times 2 = \text{所得割額} \times 1 + \text{被保険者均等割額} + \text{世帯別平等割額}$$

※1 所得割額の計算方法

$$\text{所得割額} = \text{基準総所得額} (\text{所得合計額} - \text{基礎控除額 } 33 \text{ 万円}) \times \text{所得割料率}$$

世帯の所得割額を算出する際は、加入者全員について算出し、合算した額となります。

※2 介護納付金賦課額

介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満）に該当する場合に賦課します。

$$\text{賦課限度額} (\text{万円}) = \text{基礎賦課限度額} (\text{万円}) + \text{後期高齢者支援金等賦課限度額} (\text{万円}) + \text{介護納付金賦課限度額} (\text{万円})$$

3. 保険料の軽減について

所得金額が一定額以下の世帯は、被保険者均等割額と世帯別平等割額を減額します。

軽減割合	被保険者に係る所得合算額
7割	33万円以下
5割	33万円 + 24.5万円 × 被保険者数（※被保険者である世帯主は除く）以下
2割	33万円 + 35万円 × 被保険者数以下

※65歳以上の公的年金受給者は、公的年金所得金額から15万円を控除した額が軽減を判定する額になります。

4. 後期高齢者医療制度に伴う保険料緩和措置

(1) 旧被扶養者

被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療被保険者になったことにより国保加入した65歳以上の方。

減免申請により当分の間減額（所得割賦課なし、被保険者均等割半額、旧被扶養者のみの世帯は世帯別平等割額半額（7割・5割軽減優

先) します。

(2) 特定同一世帯所属者 ※3 と世帯を同じくする国保加入者

※3 国保被保険者から後期高齢者医療被保険者になった方で、継続して国保世帯に属する方(年齢制限なし)。

特定同一世帯所属者を軽減判定に含めて判定(最大5年間) します。また、国保に単身で被保険者となる方がいる場合、世帯別平等割額を半額(最大5年間)、軽減該当者は半額をさらに軽減適用します。

5. 不服がある場合

この処分に不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に三重県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に津市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

6. 滞納した場合

納期限までに保険料が納入されないときは、納期限の翌日から日数に応じて年14.6%(納期限の翌日から1箇月を経過するまでの期間については、年7.3%)の延滞金を徴収します。また、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納処分を受けることがあります。

7. 年度仮徴収保険料額について

国民健康保険料は、前年の所得金額によって決定しますので、前年所得金額が確定し、保険料を決定するまでは、暫定的な金額で国民健康保険料を年金から仮徴収することとなります。仮徴収となる各月の保険料額は、年 月に年金天引きされる金額と同じです。仮徴収額が変更となる場合や、年度国民健康保険料額を決定する場合は、別途通知します。

この領収書は

年度
国民健康保険料

の領収書です

この「納付書」を利用したコンビニエンス店での代金の受領は、津市の代理受領であり、支払者は請求金額を支払い、受領証を受け取った時点で、津市に対する義務が履行済になります。

領収書は、少なくとも5年間は必ず保管してください。

この納付書は

年度
国民健康保険料

の納付書です

納期を御確認の上、納付してください。

以下の場合、コンビニエンス・ストアでは納付できません。恐れ入りますが、右に記載の金融機関等で納付してください。

- ・金額を訂正された場合
- ・納期限が過ぎた場合
- ・払込金額が30万円を超える場合
- ・バーコード読み取りができない場合

● 納付場所

第18号様式 (第30条関係)

(表)

年度		国民健康保険料納入通知書兼領収書		口座振替・特別徴収用		通知書番号	地区コード
納付者住所・氏名 様方 様 ※保険料の納付方法は、普通徴収分はあなたから依頼の ありました指定金融機関の預金口座より振替納付と なります。振替は、各納期限に行います（全期前納の 場合は第1期納期限日となります）ので、預金残高に ご注意ください。通帳記載により領収書に代えます。 また、特別徴収分はあなたの年金から天引き納付と なります。 納付済額のお知らせを年1回毎年1月に送付します。							
						年	月
						日	
						三重県津市長	(氏名) 印

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
納期限	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
保険料額	円	円	円	円	円	円	円	円	円

【特別徴収（年金天引き）】									
徴収月	年	月	年	月	年	月	年	月	年
保険料額	円	円	円	円	円	円	円	円	円

年 月 ～ 年 月 は
年度版徴収額です。

あなたの保険料が、次のとおり決定しましたので、通知します。
※保険料の算出方法は裏面以下を御覧ください。 ※問い合わせ先

国民健康保険料 算出明細

賦課基準				算定額			軽減額	限度超過額	月割増減額
基準総所得人員		所得割		額		合計額			
基礎分	人	円	人	円	円	円	円	円	円
支援分	人	円	人	円	円	円	円	円	円
介護分	人	円	人	円	円	円	円	円	円

(基礎分→医療保険分、支援分→後期高齢者支援分、介護分→介護保険分)

年間保険料額	
基礎分	円
支援分	円
介護分	円
合計	円

料率等	基礎分	支援分	介護分
所得割(料率)	%	%	%
被保険者均等割額(1人につき)	円	円	円
世帯別平等割額(1世帯につき)	円	円	円

金額割額	円
口座名額人	円
個人付帯保険のため口座番号を非表示しております。	
振替方法	円

特別徴収義務者	円
特別徴収対象年金	円
年金受給額	円

被保険者氏名	基準総所得	加入期間
	円 基礎・支援	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3
	円 介護	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3
	円 基礎・支援	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3
	円 介護	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3
	円 基礎・支援	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3
	円 介護	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3
	円 基礎・支援	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3
	円 介護	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3
	円 基礎・支援	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3
	円 介護	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3
	円 基礎・支援	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3
	円 介護	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3
	円 基礎・支援	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3
	円 介護	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3

(その他 名)

(裏)

国民健康保険料について

1. 賦課の根拠及び納付義務者

この保険料は、国民健康保険法及び津市国民健康保険条例に基づき、被保険者の属する世帯の世帯主（世帯主が国保に加入していない場合でも、世帯員の誰かが加入していればその世帯主）に課せられます。

2. 保険料算出について

$$\text{国民健康保険料} = (1) \text{基礎賦課額} + (2) \text{後期高齢者支援金等賦課額} + (3) \text{介護納付金賦課額}$$

$$(1) \text{基礎賦課額} = \text{所得割額} \times 1 + \text{被保険者均等割額} + \text{世帯別平等割額}$$

$$(2) \text{後期高齢者支援金等賦課額} = \text{所得割額} \times 1 + \text{被保険者均等割額} + \text{世帯別平等割額}$$

$$(3) \text{介護納付金賦課額} \times 2 = \text{所得割額} \times 1 + \text{被保険者均等割額} + \text{世帯別平等割額}$$

※1 所得割額の計算方法

$$\text{所得割額} = \text{基準総所得額} (\text{所得合計額} - \text{基礎控除額 } 33 \text{ 万円}) \times \text{所得割料率}$$

世帯の所得割額を算出する際は、加入者全員について算出し、合算した額となります。

※2 介護納付金賦課額

介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満）に該当する場合に賦課します。

$$\text{賦課限度額} (\text{万円}) = \text{基礎賦課限度額} (\text{万円}) + \text{後期高齢者支援金等賦課限度額} (\text{万円}) + \text{介護納付金賦課限度額} (\text{万円})$$

3. 保険料の軽減について

所得金額が一定額以下の世帯は、被保険者均等割額と世帯別平等割額を減額します。

軽減割合	被保険者に係る所得合算額
7割	33万円以下
5割	33万円 + 24.5万円 × 被保険者数（※被保険者である世帯主は除く）以下
2割	33万円 + 35万円 × 被保険者数以下

※65歳以上の公的年金受給者は、公的年金所得金額から15万円を控除した額が軽減を判定する額になります。

4. 後期高齢者医療制度に伴う保険料緩和措置

(1) 旧被扶養者

被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療被保険者になったことにより国保加入した65歳以上の方。

減免申請により当分の間減額（所得割賦課なし、被保険者均等割半額、旧被扶養者のみの世帯は世帯別平等割半額（7割・5割軽減優

先) します。

(2) 特定同一世帯所屬者 ※3 と世帯を同じくする国保加入者

※3 国保被保険者から後期高齢者医療被保険者になった方で、継続して国保世帯に属する方(年齢制限なし)。

特定同一世帯所屬者を軽減判定に含めて判定(最大5年間) します。また、国保に単身で被保険者となる方がいる場合、世帯別平等割額を半額(最大5年間)、軽減該当者は半額をさらに軽減適用します。

5. 不服がある場合

この処分に不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に三重県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができず。

また、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に津市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができず。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができず。

6. 滞納した場合

納期限までに保険料が納入されないときは、納期限の翌日から日数に応じて年14.6%(納期限の翌日から1箇月を経過するまでの期間については、年7.3%)の延滞金を徴収します。また、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納処分を受けることがあります。

7. 年度仮徴収保険料額について

国民健康保険料は、前年の所得金額によって決定しますので、前年所得金額が確定し、保険料を決定するまでは、暫定的な金額で国民健康保険料を年金から仮徴収することとなります。仮徴収となる各月の保険料額は、年 月に年金天引きされる金額と同じです。仮徴収額が変更となる場合や、年度国民健康保険料額を決定する場合は、別途通知します。

(表)

年度 国民健康保険料納入通知書兼変更通知書									
納付者住所・氏名									
様方 様									
決定(変更)理由									
次のとおり保険料を決定(変更)しましたので通知します。									
年 月 日									
三重県津市長 (氏 名)									
☐ 印									

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
納期限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
変更前	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
変更後	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
納付済額	円	円	円	円	円	円	円	円	円

【特別徴収(年金天引き)】									
徴収月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月

← 年 月 ~ 年 月 は 年度版徴収額です。

※保険料の算出方法、納付場所等は裏面以下を御覧ください。 ※問い合わせ先

國民健康保險料 算出明細

[illegible]

(子 の 体)

(裏)

国民健康保険料について

1. 賦課の根拠及び納付義務者

この保険料は、国民健康保険法及び津市国民健康保険条例に基づき、被保険者の属する世帯の世帯主（世帯主が国保に加入していない場合でも、世帯員の誰かが加入していればその世帯主）に課せられます。

2. 保険料算出について

国民健康保険料＝(1) 基礎賦課額＋(2) 後期高齢者支援金等賦課額＋(3) 介護納付金賦課額

(1) 基礎賦課額＝所得割額×1＋被保険者均等割額＋世帯別平等割額

(2) 後期高齢者支援金等賦課額＝所得割額×1＋被保険者均等割額＋世帯別平等割額

(3) 介護納付金賦課額×2＝所得割額×1＋被保険者均等割額＋世帯別平等割額

※1 所得割額の計算方法

所得割額＝基準総所得額（所得合計額－基礎控除額 33 万円）×所得割料率

世帯の所得割額を算出する際は、加入者全員について算出し、合算した額となります。

※2 介護納付金賦課額

介護保険第 2 号被保険者（40 歳以上 65 歳未満）に該当する場合に賦課します。

賦課限度額（万円）＝基礎賦課限度額（万円）＋後期高齢者支援金等賦課限度額（万円）＋介護納付金賦課限度額（万円）

3. 保険料の軽減について

所得金額が一定額以下の世帯は、被保険者均等割額と世帯別平等割額を減額します。

軽減割合	被保険者に係る所得合算額
7 割	33 万円以下
5 割	33 万円＋24.5 万円×被保険者数（※被保険者である世帯主は除く）以下
2 割	33 万円＋35 万円×被保険者数以下

※65 歳以上の公的年金受給者は、公的年金所得金額から 15 万円を控除した額が軽減を判定する額になります。

4. 後期高齢者医療制度に伴う保険料緩和措置

(1) 旧被扶養者

被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療被保険者になったことにより国保加入した 65 歳以上の方。

減免申請により当分の間減額（所得割賦課なし、被保険者均等割半額、旧被扶養者のみの世帯は世帯別平等割半額（7 割・5 割軽減優

先) します。

(2) 特定同一世帯所属者 ※3 と世帯を同じくする国保加入者

※3 国保被保険者から後期高齢者医療被保険者になった方で、継続して国保世帯に属する方（年齢制限なし）。

特定同一世帯所属者を軽減判定に含めて判定（最大5年間）します。また、国保に単身で被保険者となる方がいる場合、世帯別平等割額を半額（最大5年間）、軽減該当者は半額をさらに軽減適用します。

5. 不服がある場合

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に三重県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に津市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を受けた後でなければ提起することができませんが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

6. 滞納した場合

納期限までに保険料が納入されないときは、納期限の翌日から日数に応じて年14.6%（納期限の翌日から1箇月を経過するまでの期間については、年7.3%）の延滞金を徴収します。また、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納処分を受けることがあります。

7. 年度仮徴収保険料額について

国民健康保険料は、前年の所得金額によって決定しますので、前年所得金額が確定し、保険料を決定するまでは、暫定的な金額で国民健康保険料を年金から仮徴収することとなります。仮徴収となる各月の保険料額は、年 月に年金天引きされる金額と同じです。仮徴収額が変更となる場合や、年度国民健康保険料額を決定する場合は、別途通知します。

附 則

- 1 この規則は、平成23年1月20日から施行する。ただし、第17号様式から第19号様式までの改正規定は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 改正後の津市国民健康保険条例施行規則第19条の規定は、この規則の施行の日以後の一部負担金の減免又は徴収猶予に係る申請（以下「申請」という。）について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

津市告示第10号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第12条第2項、第13条第2項及び第14条の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第16条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成23年1月19日

津市長 松田直久

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成23年 1月 4日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成23年 1月 4日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成23年 1月 6日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成23年 1月 6日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	4	平成23年 1月11日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成23年 1月11日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成23年 1月12日
豊が丘おおぞら公園	1	平成23年 1月12日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成23年 1月13日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成23年 1月13日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成23年 1月14日
江戸橋駅西公共自転車等駐車場	1	平成23年 1月14日

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第11号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成23年1月19日

津市長 松田直久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
4101684	平成22年10月1日	平成22年12月28日
4120965	平成22年10月1日	平成22年12月28日
1125349	平成22年10月1日	平成23年1月4日
1332523	平成22年10月1日	平成23年1月4日
9214796	平成22年10月1日	平成23年1月4日
9145139	平成22年10月1日	平成22年12月26日
9220271	平成22年10月1日	平成23年1月13日

国民健康保険高齢受給者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
9145139	平成22年10月1日	平成22年12月26日

津市告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成9年津市告示第1号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成23年1月20日

津市長 松田直久

1 届出者

小川園自治会

三重県津市栗真小川町869番地95

代表者 山川 紀久生

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	笠井 勝秀 三重県津市栗真小川町869番地19
変更後	山川 紀久生 三重県津市栗真小川町869番地70

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成23年1月8日の定期総会において新任されたため。

津市告示第 13 号

下記の者の差押調書、配当計算書、充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成 23 年 1 月 20 日

津市長 松 田 直 久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇	〇〇 〇〇	差押調書、配当計算書、 充当通知書

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第14号

下記に係る自動車臨時運行許可証及び自動車臨時運行許可番号標は無効であることを告示する。

平成23年1月20日

津市長 松田直久

記

自動車臨時運行許可証及び自動車臨時運行許可番号標

許可証及び番号標	許可年月日	無効となった日
三重12-46津	平成21年12月28日	平成23年1月14日
三重13-32津	平成22年3月5日	平成23年1月14日
三重13-02津	平成22年3月29日	平成23年1月14日

津市告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年1月31日

津市長 松田直久

1 路線名 0107 広瀬線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市白山町川口字宮ノ下 7355 番から 津市白山町川口字宮ノ下 7355 番まで	旧	4.2～5.0	31.8
津市白山町川口字宮ノ下 7355 番から 津市白山町川口字宮ノ下 7355 番まで	新	4.2～15.8	31.8

津市告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年1月31日

津市長 松田直久

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始 年月日
107	広瀬線	津市白山町川口字宮ノ下 7355番から	平成23年 1月31日
		津市白山町川口字宮ノ下 7355番まで	

津市告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年1月31日

津市長 松田直久

1 道路の種類 市道

2 路線名及び路線の区域

整理番号	路線名	区域の決定区間	延長 m
			幅員 m
5512	半田第58号線	津市半田字上出 1767 番 1 地先から	41.6
		津市半田字上出 1769 番 1 地先まで	3.0 ~ 7.8

津市告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年1月31日

津市長 松田直久

1 路線名 0106 小野小津線
道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市白山町川口字小野谷 6314 番 1 地 先から 津市白山町川口字小野谷 6332 番 1 地 先まで	旧	3.8～5.6	85.0
津市白山町川口字小野谷 6314 番 1 地 先から 津市白山町川口字小野谷 6332 番 1 地 先まで	新	3.8～5.6	85.0
津市白山町川口字小野谷 6314 番 1 地 先から 津市白山町川口字小野谷 6332 番 1 地 先まで	新	3.8～6.1	113.2

津市告示第 19 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 23 年 1 月 31 日

津市長 松田直久

- 1 路線名 1274 浜田長岡線
道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市渋見町 330 番 4 地先から 津市渋見町 300 番 12 地先まで	旧	6.0～21.0	110
津市渋見町 330 番 4 地先から 津市渋見町 300 番 12 地先まで	新	12.0～21.0	110

津市告示第 20 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 23 年 1 月 31 日

津市長 松 田 直 久

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 年月日
1 2 7 4	浜田長岡線	津市渋見町 300 番 4 地先 から	平成 23 年 1 月 31 日
		津市渋見町 300 番 12 地 先まで	

津市公告第9号

津市農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成23年1月19日

津市長 松田直久

1 変更の内容

農地から農業用施設用地への変更

2 変更場所

土地の所在			面積	用途区分	
大字	字	地番		変更前	変更後
久居一色町	真田	2077番	201 m ² うち 201 m ²	農地	農業用施設用地
久居一色町	新田	2092番	524 m ² うち 176 m ²	農地	農業用施設用地

津市公告第10号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成23年1月20日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成23年1月17日
- 2 抑留期間 平成23年1月24日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 芸濃町棕本	雑種	こげ茶	オス	中	91日 以上	首輪あり

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第11号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成23年1月20日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成23年1月19日
2 抑留期間 平成23年1月26日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 美里町桂畑	雑種	黒茶白	オス	中	91日 以上	

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第 1 2 号

津市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、本市に住所を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 2 項の規定により、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。（当該農業振興地域整備計画を変更したときは、提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を併せて公告します。）

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 3 項の規定により、当該農用地利用計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 5 日以内に異議申立てをすることができます。

平成 2 3 年 1 月 2 1 日

津市長 松 田 直 久

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間及び時間

期間 平成 2 3 年 1 月 2 1 日から平成 2 3 年 2 月 2 1 日まで

時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（ただし、土・日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）

2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所、意見書の提出先及び異議の申出先

津市農林水産部農林水産政策課（津市本庁舎 6 階）

〒 5 1 4 - 8 6 1 1

津市西丸之内 2 3 番 1 号

F A X 番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 1 6 8

E - m a i l 2 2 9 - 3 1 7 1 @ c i t y . t s u . l g . j p

3 意見書の提出方法、提出に当たっての留意事項

意見は書面によるものとし、提出先に直接持参するか郵送又はファクシミ

リ、電子メールにより受け付けます。

津市の定める様式に住所、氏名、電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地、電話番号）を記載してください。

4 異議の申出方法、申出に当たっての留意事項

申出は、書面（任意様式）によるものとし、申出先に直接持参するか、郵送により申出してください。

津市公告第13号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成23年1月26日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成23年1月24日
- 2 抑留期間 平成23年1月31日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市城山	柴	茶	オス	中	91日以上	首輪あり

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第14号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成23年1月27日

津市長 松田直久

1 工事完了年月日

平成23年1月25日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市芸濃町棕本字巾2059-1ほか3筆

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市芸濃町棕本2579-14

株式会社ロッシュ

代表取締役 櫻井 洋

津市公告第15号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

平成23年1月31日

津市長 松田直久

記

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

423013101

公 告 日	平成23年1月31日	工 事 担 当 課	下水道建設課
工 事 名	平成22年度下建公補第4号 阿漕排水区阿漕第1雨水管渠築造工事		
工事場所	津市 八幡町津及び藤方 地内		
工事概要	補助対象工事 カルバート工(1300×1300～1600)80m 市単独工事 管布設工(管径200mm7'付硬質塩化ビニル管)115m 組立マンホール工 1箇所、小型マンホール工 3箇所 側溝工(U型250～300)163m 集水樹・マンホール工(300)4箇所、ます設置工 11箇所		
工 期	契約締結の日から 平成24年1月31日 まで		
発注業種	土木一式		
参加資格に関する事項	建設業許可	特定	
	所在地要件	市内本店	
	格付要件	, A 1・A 2	
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｸｼﾞ】	【地区】
		【ﾌﾟﾛｸｼﾞ】	【地区】
		【ﾌﾟﾛｸｼﾞ】	【地区】
	同種工事実績要件		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)
		現場代理人	常駐配置(監理技術者と兼務可)
	その他要件		
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 平成23年2月10日 まで	
	閲覧場所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所	
設計図書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 平成23年2月10日 まで	
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100	
設計図書等 に関する 質 問	提出期限	平成23年2月3日 午後5時 まで	
	回 答 日	平成23年2月8日 ホームページにて回答	
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333	
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)	
	提出期限	平成23年2月11日 必着	
	郵 送 先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店 留 津市役所 調達契約課 宛	
開札日時 及び場所	平成23年2月16日 午前10時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室		
予定価格	109,419,000 円 (税抜き)		
最低制限価格	有		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の100分の10以上		
前 金 払	有		
部 分 払	無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。		

津市選挙管理委員会告示第1号

平成23年1月1日現在にて調製した津市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧に関し、次のとおり定めたので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において読み替えて準用する公職選挙法（昭和26年法律第100号）第23条第2項の規定により告示する。

平成23年1月20日

津市選挙管理委員会

委員長 坂 口 賢 次

縦覧の場所

津市選挙管理委員会事務局

津市選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次の者を
選挙人名簿から抹消したので、同条の規定により告示する。

平成23年1月20日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

1 抹消者数

男	女	計
8 人	0 人	8 人

2 抹消した者の氏名等 津市選挙管理委員会事務局にて保管

3 抹消した年月日 平成23年1月20日

津市監査委員告示第1号

平成22年11月26日に提出された「住民監査請求書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づく監査の結果を、平成23年1月20日付けで下記のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成23年1月24日

津市監査委員	渡	邊	昇
津市監査委員	駒	田	修一
津市監査委員	杉	谷	育生
津市監査委員	岡		幸男

記

第1 請求の受理

1 受理年月日

住民監査請求書は、平成22年11月26日に受理した。

2 請求人

住所 津市

氏名 田 中 守

3 請求の概要

住民監査請求書、住民監査請求書に係る説明書の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

なお、平成22年12月3日に請求人の陳述の機会を設けたが、請求人は欠席した。

（1）主張の要旨

市は、社会福祉法人津市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に交付した平成21年度津市社会福祉基金事業助成金（以下「本件助成金」という。）の額96万5,011円を確定した。

一方、市社協は、平成21年度津市社会福祉基金助成として、一身田

地区社会福祉協議会（以下「一身田地区社協」という。）に助成金（以下「社協助成金」という。）15万円を交付しており、社協助成金は市から市社協を経由して交付されたものであるが、一身田地区社協が市社協に提出した社協助成金に係る収支決算書の支出の部に記載された「資材費」10万1,796円については、その添付された領収書の写しの金額の合計額と合わない。

また、当該資材費に係る領収書の写し及び当該収支計算書の支出の部に記載された「委託料（資材費）」に係る領収書の写しについて、いずれも一身田地区社協が社協助成金とは別に市社協から交付を受けた共同募金配分金事業に係る「共同募金配分実施報告書」に同じものが添付されていた。

以上によれば、社協助成金に係る一身田地区社協の事業は架空の事業であり、一身田地区社協が市から市社協を経由して本件助成金の一部（15万円）を得るために、書類をねつ造したといえる。

したがって、市社協から提出を受けた実績報告書に基づき本件助成金の全額に当たる96万5,011円を交付すべき額として確定したことは、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号）第13条に定める調査等を行ったものとはいえず、職員の職務怠慢であり、同規則等諸法規を逸脱した違法な公金の支出に当たる。

（2）求める措置の内容

監査委員は、本件助成金を支出した「責任職員」を特定するとともに、違法な公金の支出によって市が被った損害額を算定し、当該損害額を補填させるための措置を講じることについて、市長に勧告せよ。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項について、本件助成金の額を確定した行為に違法な事実があるのか否か、とした。

2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続について、市長（監査対象部局：健康福祉部福祉政策課）に対し、書面による事実関係の説明及び関係諸帳簿の提出を

求めた。

また、本件助成金の充当に係る事実関係を把握するため、地方自治法第199条第8項の規定に基づき、市社協が保有する本件助成金に係る会計諸帳簿、証書類等を調査した。

第3 監査の結果

1 確認した事実の概要

本件監査請求について、確認した事実の概要は、次のとおりである。

(1) 本件助成金の交付に係る事実の概要

健康福祉部福祉政策課長は、平成21年度津市社会福祉基金事業助成金交付申請書（内容については表1参照）の提出を受けて、平成22年2月4日付けで、本件助成金（96万5,011円）の交付決定（以下「本件交付決定」という。）について決裁、同月15日付けで、支出命令書（概算払）を決裁し、本件助成金は同月25日に支出された。

本件助成金の趣旨及び目的は、市社協が社会福祉法人津市社会福祉協議会津市社会福祉基金設置規程（以下「社協福祉基金設置規程」という。）第2条に基づき設置する津市社会福祉基金（以下「社協福祉基金」という。）を積み立てるための資金の一部を援助し、市社協がその積み立てた社協福祉基金の一部を取り崩した収入を財源に、各団体が実施する地域福祉の増進を図るための事業を助成（以下「社協福祉基金助成」という。）することを通じて、市民福祉の向上を図るものである。

また、本件助成金は、個人、企業等からの市への寄附金を財源とするものであり、本件交付決定に当たっては、平成21年1月1日から同年10月31日までに納入のあった市への寄附金に相当する額のうち、本件助成金に係る歳出予算額（100万円）の範囲内である96万5,011円に相当する額をもって、その交付を決定したものである。

【表1】助成金交付申請書の内容（要旨）

（単位：円）

事業計画概要及び収支予算書	
概 事 業 計 画 要	市民等からの善意の浄財と市の助成金により基金を造成し、その運用益を活用して、社会福祉事業の振興と地域社会における福祉の増進を図る。

収 入 の 部		支 出 の 部		
項 目	金 額	項 目	金 額	市費充当額
寄附金収入	2,000,000	助成金支出	67,642,000	
助成金収入	965,011	経理区分間繰入金支出	7,441,000	
雑収入	216,000	預金積立支出	31,995,011	965,011
受取利息収入	28,814,000			
預金取崩収入	75,083,000			
合 計	107,078,011	合 計	107,078,011	965,011

福祉政策課長は、平成21年度津市社会福祉基金事業実績報告書（以下「本件実績報告書」という。内容については表2参照）の提出を受けて、平成22年3月31日付けで、本件助成金の額を96万5,011円に確定（以下「本件交付確定」という。）することを決裁し、補助金等交付確定通知書によって市社協に通知した。

【表2】本件実績報告書の内容（要旨）

（単位：円）

事業報告及び収支決算書				
報 告	市民等からの善意の浄財と市の助成金により基金を造成し、その利息により、福祉事業を推進した。			
業				
収 入 の 部		支 出 の 部		
項 目	金 額	項 目	金 額	市費充当額
寄附金収入	2,163,446	助成金支出	64,949,500	
助成金収入	965,011	経理区分間繰入金支出	5,355,045	
雑収入	214,399	預金積立支出	31,961,644	965,011
受取利息収入	28,845,288	当期末支払資金残高	600,000	
預金取崩収入	70,678,045			
合 計	102,866,189	合 計	102,866,189	965,011

（2）本件助成金の充当に係る事実の概要

社協福祉基金設置規程第4条は、「基金は、津市からの助成金、市民・団体の寄附金等を財源として積み立てるものとする」と定めており、市社協の平成21年度一般会計に係る資金収支計算書によれば、退職手当積立預金積立支出額を除いた積立預金積立支出額は、本件実績報告書に記載された預金積立支出額と同額の3,196万1,644円で、本件助成金については、総勘定元帳及び仕訳伝票を見ると、平成22年2月

25日付けで96万5,011円を収入し、同日付けで「社会福祉基金積立金支出」に同額を計上、これを社協福祉基金に積み立てていた。

なお、市社協が作成した「平成21年度社会福祉基金助成明細表」によれば、一身田地区社協への社協助成金の交付日は、平成21年7月6日であった。

2 結論

監査の結果、請求人の主張は、認めることはできないと判断した。

3 結論に至った理由

請求人は、本件助成金の一部（15万円）について、市社協を経由し、社協助成金として一身田地区社協に交付されたものであるという認識の下、一身田地区社協における社協助成金に係る事業が架空の事業であるとして、本件交付確定の違法性を主張するものである。

そこで、本件助成金の充当に係る事実について見ると、本件助成金は、市社協が社協福祉基金に積み立てるための資金の一部を援助するために交付したものであり、社協福祉基金設置規程第4条に定める「津市からの助成金」に相当するものと解され、市社協は、同条の規定に基づき、社協福祉基金の積立資金の一部として本件助成金を充当したことが認められる。

そして、市社協における社協福祉基金助成は、市の助成金収入、市民等からの寄附金収入及び受取利息収入を資金として積み立てた社協福祉基金の一部を取崩し、その取崩収入を財源にしているが、市社協が本件助成金を収入し、これを社協福祉基金に積み立てたのは、平成22年2月25日であるのに対し、一身田地区社協への社協助成金の交付日は、その日から7か月以上前の平成21年7月6日であり、本件助成金の一部（15万円）は、社協助成金の財源になり得ないものである。

本件助成金の一部（15万円）が社協助成金の財源として使用された事実がない以上、社協助成金に係る事業内容の適否については、市社協が社協福祉基金助成の運営上判断することであり、請求人が本件助成金の一部（15万円）について、市社協を経由し、社協助成金として一身田地区社協に交付されたという認識の下でなされた主張は、事実を見誤った根拠を欠くものであって、本件交付確定は、本件助成金の趣旨及び目的を踏まえた本件交付決定の内容に適合したものであるとして、正当であると認められる。

以上のことから、本件交付確定が違法であるという請求人の主張は、当を得ないものであり、これを認めることはできないと判断した。

以上